

特定商取引法上の「クーリング・オフ」 (一定期間は無条件で解約できます)

- 正しく記載された書面（申込書面または契約書面）を受け取ってから以下の期間中は無条件で解約できます。
※ 書面に不備がある場合、正しく記載された書面を受け取ったとはいえません。
- クーリング・オフの通知は、電磁的記録でも可能です。

8日間	訪問販売 特定継続的役務提供	電話勧誘販売 訪問購入
20日間	連鎖販売取引 業務提供誘引販売取引	

クーリング・オフ

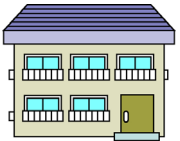


これらの取引や契約は「クーリング・オフ」できません!!

店舗での買い物



通信販売での買い物



不動産の賃貸契約



自動車販売の契約

仕事用、営業用の買い物

通信販売も「クーリング・オフ」ができると勘違いしてたわ!



※連鎖販売取引と業務提供誘引販売取引の場合、これらの取引や契約であったとしても、「クーリング・オフ」ができることがあります。詳細は、消費者庁HPをご確認ください。
消費者庁HP「特定商取引法ガイド」：<https://www.no-trouble.caa.go.jp/>

通信販売は「クーリング・オフ」ができませんが、

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能です!!

- ① 商品は直ちに処分可能
- ② 事業者から金銭を請求されても支払不要
- ③ 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

対応に困ったら、消費者ホットライン188へ相談しましょう。

